

安城市自主防災組織運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震その他の災害に備え、市民による地域の自主防災組織の育成を推進するため、自主防災組織に対して予算の範囲内で交付する安城市自主防災組織運営費補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の自主防災活動を行うため、一つ又は複数の町内会を単位として組織し、市に届け出たものをいう。

2 この要綱において「連合自主防災組織」とは、自主防災組織のうち複数の町内会を単位として組織されたものをいう。

(補助の対象)

第3条 自主防災組織が主体となって行う活動事業に対し補助金を交付するものとし、その対象については、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助の対象となるものに要した経費とし、次の各号に掲げる自主防災組織を構成する町内会の世帯数の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 300世帯未満 2万円
- (2) 300世帯以上900世帯未満 3万円
- (3) 900世帯以上1,500世帯未満 4万円
- (4) 1,500世帯以上 5万円

2 前項の規定にかかわらず、連合自主防災組織又は水防組織を所管する自主防災組織に交付する補助金の額は、前項に規定する額の1.5倍の額を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、規則第4条に規定する申請書に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織設立（変更）届（別記様式）（設立時及び変更時のみ）

(2) 自主防災組織規約（設立時及び変更時のみ）

(3) その他必要な書類

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。